# 「第三次東大和市特別支援教育推進計画(案)」(令和4年度~令和8年度)

に係るパブリックコメントを実施します。

東大和市では、「第二次東大和市特別支援教育推進計画(平成29年度~令和3年度)」の計画期間が終了することに伴い、引き続き当市における特別支援教育の推進を図ることを目的として、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第三次東大和市特別支援教育推進計画」の策定を進めています。

このたび、「第三次東大和市特別支援教育推進計画(案)」をとりまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広くご意見いただくため、パブリックコメントを実施します。

### 1 第三次東大和市特別支援教育推進計画の目的

特別支援教育の一層の推進を図るとともに、市民(保護者)・学校・関係機関が共に就学や進路、就労について考え、将来に見通しが持てる相談体制を構築するために策定するものです。

## 2 計画(案)の理念・内容構成

『すべての子どもたちがお互いを尊重し、豊かな心で生き生きと育つまち東大和』 を計画の理念とし、以下の3つの指針を基本として施策を展開し、各取組を行います。

指針1 学校の指導体制の充実

指針2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実

指針3 保護者支援の充実

### 3 意見を提出できる方

- (1)市内在住の個人
- (2)市内に事業所等を有する個人
- (3)市内に事業所等を有する法人等
- (4)市内在勤の個人
- (5)市内在学の個人
- (6)本計画に利害関係があると認められる個人
- (7)本計画に利害関係があると認められる法人等

## 4 意見の提出期間

令和3年12月6日(月)から令和4年1月4日(火)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

### 5 資料の閲覧方法

- (1)東大和市公式ホームページ( 市政案内 → 市政 → パブリックコメント )
- (2)文書閲覧 学校教育部 教育指導課(東大和市役所5階3番窓口)

## 6 意見の提出先、方法及び提出様式

- (1)提出先 学校教育部 教育指導課
- (2)提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

・書面の持参

(土・日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

- ・郵送 〒207-8585 東大和市中央 3-930 東大和市教育委員会 教育指導課宛で
- ・ファクス 042-563-5933
- ・電子メール shidoh@city.higashiyamato.lg.jp
- (3)提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、事業所等の名称、 所在地及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできません のであらかじめご了承ください。

### 7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和4年1月下旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

#### 8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。